

第 1 号様式（第 3 条関係）

林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書
（林業・木材産業改善措置に関する計画書）

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所 〒

電話番号

氏 名

（会社その他団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名）

林業・木材産業改善資金助成法第 7 条第 1 項の規定により、林業・木材産業改善措置に関する計画を作成したので、林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

林業・木材産業改善措置に関する計画

1 林業・木材産業改善措置の目標

林業・木材産業改善措置の目的	該当するものに○印を記載	添付する別紙
林業経営又は木材産業経営の改善		別紙 1
林業労働に係る労働災害の防止		別紙 2
林業労働に従事する者の確保		別紙 3

（注）林業・木材産業改善措置の目標については、その目的の区分に応じ、添付する別紙を選択すること。

2 林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

林業・木材産業改善措置の内容	該当するものに○印を記載	添付する別紙
機械又は施設の導入		別紙 4
森林施業の実施に係るもの		別紙 5
立木取得に係るもの		別紙 6
上記以外の内容のもの		別紙 7

（注）林業・木材産業改善措置の内容については、その区分に応じ、添付する別紙を選択すること。

3 林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な資金の額及び調達方法

林業・木材産業改善資金貸付残高							
円(年月日現在)							
区 分	総事業費(注1)			資金内訳			
				計 (注2)	改 善 資 金	その他の 借入金	自 己 資 金
年度							
年度							
合計							

- (注) 1 総事業費の区分の欄は、改善措置の取組の具体的な内容（機械・施設の導入、間伐の実施、作業路の開設、立木の購入等）を記載すること。また、改善措置に係る具体的な内容が複数ある場合は、全て記載することとし、資材購入等の林業・木材産業の経営改善に伴い必要となる改善措置も区分して記載すること。
- 2 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、各年度ごとの総事業費及び資金内訳を記載すること。
- 3 上記2に該当する場合は、総事業費の計の各年度の合計欄は、2表の林業・木材産業改善措置の内容に応じて添付する別紙における年度ごとの所要額の計の欄の数値と一致させること。

(添付資料)

- 1 岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則第4条第2項各号、第3項及び第4項の規定により償還期間が10年を超えるもの又は据置期間が3年を超えるものについては、これらの規定に該当する旨を証明する書類（事業計画の認定書の写し等）を添付すること。
- 2 1のほか、知事が必要と認める書類を添付すること。

別紙1〔林業経営又は木材産業経営の改善を目的とする場合〕

林業・木材産業改善措置の目標

1 林業経営又は木材産業経営の現状と目標

項目	現状	目標
従業員数 (個人の場合、家族従事者数を内書)	人 (人)	人 (人)
資本金又は出資金(法人のみ)	万円	万円
資本整備の状況(注1)		
生産等の状況(注2)		
年間収入 (法人の場合、年間売上高)(注3)	万円	万円
年間所得 (法人の場合、年間営業利益)(注3)	万円	万円

- (注) 1 資本整備の状況の欄は、事業実施に必要な主な施設や機械器具等の設置状況について記載すること。
- 2 生産等の状況の欄は、林業又は木材産業に係る経営規模、年間事業量等を記載すること。
- 3 年間収入・年間売上高及び年間所得・年間営業利益の欄は、林業又は木材産業に係るものを記載すること。

2 林業・木材産業改善措置の具体的目標

改善項目(注1)	現状(年度)(注2)	目標(年度)(注2)	1表との関係(注3)

- (注) 1 改善項目の欄は、林業・木材産業改善措置を実施することにより直接効果の現れる指標(生産性の向上、生産量の増加、生産及び販売コストの削減、品質の向上、販売量の増加、売上高の増加等)を記載すること。
- 2 現状及び目標の欄は、申請時点における改善項目の現状と、改善措置計画終了時点の目標を原則として数値で記載し、年度も記載すること。
- 3 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度ごとの目標を記載すること。
- 4 1表との関係の欄は、本目標と1表で記載する年間収入(売上高)又は年間所得(営業利益)との関係を記載すること。

別紙2〔林業労働に係る労働災害の防止を目的とする場合〕

林業・木材産業改善措置の目標

(林業労働従事者用)

項目	現状（年度）	目標（年度）
年間従事日数	日	日
保有安全衛生施設		
労働災害防止		

- (注) 1 労働災害防止の欄は、申請時点における災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状と改善措置計画終了時点の目標を記載し、年度も記載すること。
- 2 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度ごとの目標を記載すること。

(雇用主（個人を含む。）用)

項目	現状（年度）	目標（年度）
従業員数(注1)	人	人
年間延べ雇用量(注1)		
保有安全衛生施設		
労働災害防止(注2)		

- (注) 1 従業員及び延べ雇用量には、家族従事者を含めること。
- 2 労働災害防止の欄は、申請時点における災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状と改善措置計画終了時点の目標を記載し、年度も記載すること。
- 3 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度ごとの目標を記載すること。

別紙3〔林業労働に従事する者の確保を目的とする場合〕

林業・木材産業改善措置の目標

項目	現状（年度）	目標（年度）
従業員数 ^(注1)	人	人
年間延べ雇用量 ^(注1)		
保有福利厚生施設		
労働従事者の確保 ^(注2)		

- (注) 1 従業員及び延べ雇用量には、家族従事者を含めること。
- 2 労働従事者の確保の欄は、申請時点における新規雇用者数、従業員全体に占める若年(例えば40歳未満)従業員数の割合等の労働従事者の確保に係る現状と改善措置計画終了時点の目標を記載し、年度も記載すること。
- 3 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度ごとの目標を記載すること。

別紙 4 [機械・施設の導入の場合]

林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

_____年度

項 目	現在設置している機械・施設	導入機械・施設
目 的		
機械・施設名等(注2)		
規格・能力等(注2)		
導 入 時 期	購入： 年 月 日	設置予定： 年 月 日
台 数	台	台
単 価	—	円
所 要 額	—	円
そ の 他 (注3)	処分方法(廃棄・下取・継続使用)	①更新・新規 ②新品・中古(年製造) ③購入・賃貸

- (注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。また、導入が複数ある場合は、表を追加し、又は加工するなどして、様式を変更すること。
- 2 機械・施設名等の欄及び規格・能力等の欄は、内容が分かる写真又はパンフレットを添付する場合は、記載を省略できる。
- 3 その他の欄には、各記入欄に記述できない必要事項を記載すること。

別紙5〔森林施業の実施に係るものである場合〕

林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

年度

項 目		内 容					
目 的							
施業対象森林の概要		別紙のとおり(注2)					
作業種	森林の位置	作業種別の事業計画					
		事業開始時期 ～終了時期	齢 級	面 積	材 積	延 長	所要額
間 伐						—	
						—	
	計	—	—			—	
複層伐						—	
						—	
	計	—	—			—	
作業路 の開設 ・改良			—	—	—		
			—	—	—		
	計	—	—	—	—		
		//////////					
		//////////					
合 計		—	—				

(注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。

2 施業対象森林の概要は、所在地、現況（樹種別・林種別・齢級別の面積及び蓄積）を別紙に記載すること。また、位置を明らかにした図面を添付すること。

別紙6 [立木取得を行う場合]

林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

年度

伐採対象立木(注2、3)											取得 予定 年月 日	取得 対象 立木 (注5)	所要額
立木所 有者の 氏名	立木の位置			立木の樹種、樹齢及び材積									
	市町村	地番	林小班	人工林(注4)			天然林(注4)			計			
				樹種	樹齢	材積	樹種	樹齢	材積		材積		
計													

- (注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。
 2 伐採対象立木には、権原に基づき管理している立木を記載すること。
 3 林小班ごとに記載すること。
 4 樹種及び樹齢が複数のものは、主たるものを記載すること。
 5 取得対象立木欄には、林業・木材産業改善資金で取得を予定している立木につき○を付すこと。
 6 林業・木材産業改善措置の内容に応じて必要となる項目を追加するなど様式を変更すること。

(添付資料)

- 1 取得対象立木を明示した伐採対象立木の位置図を添付すること。
- 2 木材加工業者と木材の安定供給に係る協定等の写しを添付すること。

別紙7〔その他の取組の場合〕

林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

年度

項 目	内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修 ・ 指導又は助言 ・ 調査 ・ その他(注2) 	
実 施 時 期	年 月 日
所 要 額	円

(注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。

2 該当する項目に○を記載し、内容の欄には、研修等を受ける目的と内容（受講先、受講名等）を記載すること。

第 2 号様式（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

印

林業・木材産業改善資金貸付資格認定書

林業・木材産業改善資金助成法第 7 条第 1 項の規定により 年 月 日付けで
申請のあった林業・木材産業改善資金の貸付資格については、これを認定します。

収入印紙
添付

林業・木材産業改善資金借用証書

貸付決定日	年 月 日
貸付決定番号	

1 借受条件等

借 用 金 額	
資 金 の 内 容	
資 金 の 使 途	
利 率	無利子
法定最終償還期日	
支 払 場 所	
備 考	

元金は、年 月 日までを据置き、年 月 日を初回とし金 円、
以後 年 月 日を最終日として、毎年 月 日に毎回金 円を償還する。

2 償還計画

回 数	償還期日	償還金額	残 高	備 考
1	年 月 日	円	円	
2				
3				
4				

上記のとおり正に借用し、金員を受領いたしました。については、岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則、上記の条件及び裏面の特約条項を堅く守り、相違なく返済します。

年 月 日
岐阜県知事 様

債務者 住所
氏名 印

連帯債務者 住所
氏名 印

連帯保証人 住所
氏名 印

(注) 会社その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載すること。

(裏面)

林業・木材産業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

第1条 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けた者（以下「乙」という。）は、岐阜県（以下「甲」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限（分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙がこの借受金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 乙が償還金の支払を怠ったとき。
- (3) 乙が借受金を長期にわたり使用しないとき。
- (4) 乙がこの資金の借入れに際し、又は借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申出若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (5) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき、又は破産手続開始し民事再生手続開始、特別清算開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき。
- (6) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所若しくは電子債権記録機関より取引停止処分を受けたとき、又は清算に入ったとき。
- (7) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (8) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。
- (9) この借受金により改良、造成又は取得がされた施設（土地を含む。）が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。
- (10) 乙が岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (11) 乙が岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則第2条第2項各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。
- (12) 乙が第3条第4項第1号の規定による報告を怠るなど、乙の責めに帰すべき事由によって、甲が乙の所在を把握できなくなったとき。
- (13) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(繰上償還)

第2条 乙は、償還期限にかかわらず借受金の全部又は一部を繰上償還することができる。

(報告)

第3条 乙は、事業完了後20日以内に甲に対し事業実施報告書を提出するものとする。

この場合において、共同で借り受けたときには、事業実施報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印すること。

- 2 乙は、この借受金の対象事業の遂行が困難となった場合、又は対象事業を変更し、中止し、若しくは廃止する場合は、甲に速やかに報告してその指示に従う。
- 3 乙は、甲の指示するところに従い経営状況その他必要な事項を遅滞なく甲に報告する。

- 4 乙は、次に掲げる場合には、遅滞なく書面により甲に報告する。
- (1) 乙の住所及び氏名（会社その他の団体にあつては、主たる事業地の所在地、名称及び代表者の氏名）に異動を生じ、又は乙、連帯保証人（以下「丙」という。）若しくは物上保証人（以下「丁」という。）に死亡、解散その他これに準ずる事実が発生した場合
 - (2) 丙若しくは丁の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合
 - (3) その他甲が指示する場合

5 乙が前項第1号の規定による報告を怠ったことにより、甲からなされた通知若しくは送付された書類等が延着し、又は到達しなかった場合には、通常到達すべき日時に到達したものとみなす。
(調査)

第4条 乙は、甲の職員その他甲の委託を受けた者が、乙の事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査することを承認し、これに必要な便益を提供する。

2 乙及び丁は、甲の職員その他甲の委嘱を受けた者が、担保物件に立ち入る等によりこれを調査することを承認する。
(弁済充当の指定権)

第5条 乙、丙及び丁は、この借受金債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は甲からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、その弁済金がいずれの債務に充当されるかについては、甲に指定権があることを承認する。
(違約金)

第6条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第1条の規定により期限前償還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。

2 乙は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつた場合においても、前項の規定による延滞に係る違約金を支払う。

3 乙は、第1条第1号、第3号、第4号又は第10号に該当したこと（故意の場合に限る。）を理由として甲から期限前償還の請求を受けたときは、当該請求に係る借受金の借入れの日から期限前償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る借受金の額につき年12.25パーセントの割合で計算した期限前償還の請求に係る違約金を併せて支払うものとする。

(連帯保証人)

第7条 丙は、この契約から生ずる一切の債務につき乙と連帯し、乙と丙の間の契約のいかににかかわらず、履行の責めを負う。

2 乙は、甲が連帯保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じる。

3 甲は、連帯保証人の変更に関し乙から請求があり、適当と認めるときはこれを変更する。

(担保の提供)

第8条 乙又は丁は、別に締結する担保権設定契約によりこの契約に基づく債務に係る担保の提供が可能となつた場合には、速やかにこれを提供するものとする。

(担保の保全)

第9条 乙又は丁は、甲の承認を得ずに、担保として提供した自己の資産を他人に譲渡し、賃貸し、他の債務の担保に供し、又はその現状を変更する等甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしない。

2 乙又は丁は、担保として提供した自己の資産の価額が滅失、損傷等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告し、その指示に従う。

(担保の追加)

第10条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて要求した場合は、直ちにこれに応じる。

2 甲は、担保の変更に関し乙から請求があり適当と認めるときは、これに応じる。

(法定代位者の変動)

第11条 乙、丙又は丁は、甲が他の連帯債務者、連帯保証人又は物上保証人につき免除、交替又は担保の差替えを行っても異議を申し立てない。

2 丙又は丁は、償還期日、据置期限又は償還期限の変更につき、甲乙間において取り決められたことについて異議を申し立てない。

(法定代位者が弁済した場合の求償制限)

第12条 連帯債務者、丙及び丁は、この借受金債務の一部を弁済した場合において、甲が債権の金額の弁済を受けるまでは、代位によって取得した権利を行使せず、かつ、甲から請求を受けたときは、その権利又は順位を無償で甲に譲渡する。

(担保の処分)

第13条 乙又は丁は、甲が一般に適当と認められる方法、時期、価格等により担保を処分し、この売得金から諸費用を差し引いた残額を、乙の甲に対する債務の弁済に充当できることを承認する。この場合において、なお残債務がある場合は、乙は当該残債務を直ちに弁済する。

(合意管轄)

第14条 乙、丙、丁及び甲は、この契約に関する訴訟につき岐阜市を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

第7号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

名 称 融資機関
代表者

林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書

林業・木材産業改善資金助成法第3条第2項に規定する林業・木材産業改善資金の貸付けを実施するため、下記のとおり貸付金を借用したいので、岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則第9条の規定により申請します。

記

林業・木材産業改善資金県貸付金借入金額 円

注 各林業従事者等から提出のあった借入申込書の写し及び資料等を添付すること。

年 月 日

様

名 称 融資機関

代表者

林業・木材産業改善資金借受者貸付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった林業・木材産業改善資金の貸付けについては、下記のとおり決定します。

記

1 貸付決定番号

2 借受者 住所

氏名

連帯債務者 住所

氏名

連帯保証人 住所

氏名

3 貸付決定金額 円

4 償還期間 年（据置期間 年）

償還方法

償還期日 月 日

5 償還計画

回数	償 還 期 日	償 還 金 額	残 高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			

6 その他の貸付条件

（物的担保）

（独立行政法人農林漁業信用基金による保証）

（その他）

収入印紙
添 付

林業・木材産業改善資金借受者借用証書

貸付決定日	年 月 日
貸付決定番号	

1 借受条件等

借 用 金 額	
資 金 の 内 容	
資 金 の 使 途	
利 率	無利子
償 還 期 限	
支 払 場 所	
備 考	

元金は、年 月 日までを据置き、年 月 日を初回とし金
円、以後年 月 日を最終日として、毎年 月 日に毎回金 円
を償還する。

2 償還計画

回 数	償還期日	償還金額	残 高	備 考
1	年 月 日	円	円	
2				
3				
4				

上記のとおり正に借用し、金員を受領いたしました。については、岐阜県林業・木材産業改
善資金貸付規則、上記の条項及び裏面の特約条項を堅く守り、相違なく返済します。

年 月 日
融資機関の代表者 様

債務者 住所
氏名 印

連帯債務者 住所
氏名 印

連帯保証人 住所
氏名 印

- (注) 1 会社その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏
名を記載すること。
2 特約条項については、林業・木材産業改善資金借用証書（別記第5号様式）
裏面の特約条項を参考にして作成し、添付すること。

第11号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

名 称 融資機関
代表者

林業・木材産業改善資金県貸付金支払請求書

年 月 日付け（貸付決定番号： ）で貸付決定のあった林業・木材
産業改善資金県貸付金の貸付けについて、下記のとおり支払を請求します。

記

今回支払請求額 円

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

名 称 融資機関
代表者

林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書の提出について

年 月 日付けで支払を受けた林業・木材産業改善資金県貸付金の借用証書を別添のとおり提出します。

別添

収入印紙
添 付

林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書

第 号
年 月 日

名 称 融資機関
代表者 印

- 貸付決定日及び貸付決定番号
- 林業・木材産業改善資金県貸付金 金 円借用しました。
- 林業・木材産業改善資金に係る法令、国の通知及び岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則、裏面の特約条項を遵守し、償還期日までに必ず償還することを確約いたします。
- 償還期限及び償還金額は、次のとおりとします。

回 数	償還期日	償還金額	残 高	備 考
1	年 月 日	円	円	
2				
3				
4				

(裏面)

林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書特約条項

(借入金の使用)

第1条 債務者(以下「乙」という。)は、岐阜県(以下「甲」という。)から借り受けたこの資金と同額を、_____ (以下「丙」という。)に対し、利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日を甲乙間のものと同じにして転貸する。

(期限前償還)

第2条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債権の全部又は一部を弁済する。

(1) 乙が県貸付金を貸付目的以外の目的に使用したとき。

(2) 乙が県貸付金の償還を怠ったとき(丙に転貸した資金の償還を林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年法律第42号)第12条第2項において準用する同法第10条の規定により償還金の支払猶予したことにより、乙が県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。)

(3) 乙が借受金を借入後速やかに貸付けをしないとき。

(4) 乙がこの資金の借入れに際し、又は借入後この借受金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。

(5) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき、又は破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始、若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき。

(6) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所若しくは電子債権記録機関から取引停止処分を受けたとき、又は清算に入ったとき。

(7) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。

(8) 乙が甲に対し数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。

(9) 乙が林業・木材産業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。

(10) 丙が岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則第2条第2項各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。

(11) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(繰上償還)

第3条 乙は、償還期限にかかわらず借受金の全部又は一部を甲に繰上償還することができる。

(転貸債権の期限前償還及び繰上償還)

第4条 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に債務の期限前償還を請求しようとするときは、あらかじめ甲に通知するものとする。

2 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求してその弁済を受けたと

き又は丙の任意の弁済を受けたときは、速やかに受領額をこの契約に定める償還期限にかかわらず甲に償還する。

3 甲は、乙が乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求できる場合には、丙に期限前償還の請求をするよう乙に対し請求することができる。

(経理上の措置)

第5条 乙は、この借受金の使途を明らかにするため、甲の指示するところに従い、経理上必要な措置を行う。

(報告)

第6条 乙は、次の各号に掲げる場合には、甲の定めるところにより、遅滞なく甲に報告する。

(1) この借受金の転貸により改良され、造成され又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されることとなったことを知った場合

(2) 乙の住所、名称、資本金若しくは代表者に異動を生じ、又は乙に解散その他これに準ずる事実が発生した場合

(3) 乙の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合

(4) 乙丙間の特約に基づき丙から報告を受けた場合

(5) その他甲が指示する場合

(調査)

第7条 乙は、甲の職員その他甲の委嘱を受けた者が、乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項又は担保物件の調査をすることを承認する。

(弁済充当の指定権)

第8条 乙は、丙から受領した弁済金の充当について甲の指示があるときは、これに従うことを承認する。

(違約金)

第9条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第2条の規定により期限前償還金すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。

2 乙は、丙が岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則第24条第12項の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があったときにおいても、前項の規定による違約金を支払う。

3 乙は、第2条第1号、第3号、第4号又は第9号に該当したこと（故意の場合に限る。）を理由として甲から期限前償還の請求を受けたときは、当該請求に係る借受金の借入れの日から期限前償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る借受金の額につき年12.25パーセントの割合で計算した期限前償還の請求に係る違約金を併せて支払うものとする。

4 乙は、乙丙間の特約により丙に対し違約金を請求できる状況となったときは、その旨を甲に報告し、甲の指示に従う。

5 乙は、前項の規定により丙に対し違約金を請求して弁済を受けたときは、速やかにこれと同額の金員を甲に支払う。ただし、岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則第26条第2項ただし書の場合は、この限りでない。

(合意管轄)

第10条 この契約に関する訴訟については、岐阜市を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

林業・木材産業改善資金事業実施報告書

貸付決定機関の代表者 様

住 所 〒

電話番号

氏 名

（会社その他団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名）

年 月 日付けで借用した林業・木材産業改善資金については、下記のとおり事業を実施したので報告します。

なお、事業計画における内容等については、林業・木材産業改善資金資格認定申請書（変更承認を受けていれば「林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書」）の記載内容と同様です。

記

1 借受状況

貸付決定年月日	年 月 日
貸付決定番号	
資金借受年月日	年 月 日
借受金額	千円

2 資金調達の実績

区分	総事業費	資金調達区分		
		林業・木材産業 改善資金	自己資金	その他 ()
実績	円	円	円	円

（注）借受申請が共同で行われた場合には、個人別明細表を添付すること。

3 事業実施状況

事業着工年月日	年 月 日
事業完了年月日	年 月 日
事業実施場所	

（注）事業実施場所は、借受者の住所以外の場所で実施した場合のみ記入すること。

事業実績				
内容	数量	単価	支払金額	領収書番号
		円	円	
申請時の計画と実績の相違点とその理由				

- (注) 1 内容欄には、貸付対象の機械・施設名(型式、規格等)、作業路の延長、森林面積等を詳細に記入すること。また、領収書の写しを添付すること。
- 2 研修の場合は、研修実施機関における修了や受講を証明する書類等の写しを添付すること。

※以下の欄は、確認を行った関係機関が記入すること。

事業費等の確認

貸付対象機械等の適否			
貸付決定額の確認	貸付決定額	円	
	貸付超過額	円	
	貸付超過の場合の処理経過		
確認の証明	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 確認した機関名(責任者氏名)		

(注) 貸付対象機械等の適否の欄は、事業実績の中に貸付対象とならないものが含まれていないかを確認すること。

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

名 称 融資機関
代表者

林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書

年 月 日付けで借用した林業・木材産業改善資金県貸付金により、林業・木材産業改善資金貸付業務を実施したので、岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則第16条第3項の規定により下記のとおり書類を添えて報告します。

記

林業・木材産業改善資金貸付金借受実績

貸付決定番号		貸付決定日	年 月 日
貸付金額	千円	貸付実行日	年 月 日

注 各林業従事者等から提出のあった林業・木材産業改善資金事業実施報告書の写しを添付すること。

年 月 日

貸付決定機関の代表者 様

債務者 住所
氏名 _____

連帯債務者 住所
氏名 _____

連帯保証人 住所
氏名 _____

林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書

年 月 日付けで貸付決定を受けた下記の林業・木材産業改善資金について償還方法の変更をしたいので申請します。

記

1 借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	借受残高	備考
年 月 日		千円	円	円	

2 変更内容

(変更前)

(変更後)

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日	償還金額	残 高		
1	年 月 日	円	円		
2					
3					
4					
5					

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日	償還金額	残 高		
1	年 月 日	円	円		
2					
3					
4					
5					

3 変更理由

年 月 日

林業・木材産業改善資金償還方法変更承認通知書

様

貸付決定機関の代表者

印

年 月 日付で申請のあった下記の林業・木材産業改善資金の償還方法の変更の申請については、下記のとおり承認します。

記

1 貸し付けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額	既償還額	貸付残高	備考
年 月 日		千円	円	円	

2 変更内容

(変更前)

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日	償還金額	残高		
1	年 月 日	円	円		
2					
3					
4					
5					

(変更後)

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日	償還金額	残高		
1	年 月 日	円	円		
2					
3					
4					
5					

3 連絡事項

--

岐阜県知事 様

名 称 融資機関
代表者

林業・木材産業改善資金県貸付金償還方法変更申請書

年 月 日付けで借用した林業・木材産業改善資金県貸付金について、下記のとおり償還方法の変更をしたいので申請します。

記

1 借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	借受残高	備考
年 月 日		千円	円	円	

2 変更内容

(変更前)

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日	償還金額	残 高		
1	年 月 日	円	円		
2					
3					
4					
5					

(変更後)

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日	償還金額	残 高		
1	年 月 日	円	円		
2					
3					
4					
5					

3 変更理由

注 各林業従事者等から提出のあった林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書の写しを添付すること。

融資機関の代表者 様

岐阜県知事 印

林業・木材産業改善資金県貸付金償還方法変更承認通知書

年 月 日付けで貸し付けた林業・木材産業改善資金県貸付金については、
年 月 日付け申請に基づき、下記のとおり、償還方法の変更を承認したので
通知します。

記

1 貸し付けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額	既償還額	貸付残高	備考
年 月 日		千円	円	円	

2 変更内容

(変更前)

(変更後)

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日	償還金額	残 高		
1	年 月 日	円	円		
2					
3					
4					
5					

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日	償還金額	残 高		
1	年 月 日	円	円		
2					
3					
4					
5					

3 連絡事項

--

岐阜県知事 様

名 称 融資機関
代表者

林業・木材産業改善資金県貸付金繰上償還通知書

年 月 日付けで借用した林業・木材産業改善資金県貸付金について、下記のとおり繰上償還しますので、岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則第20条の規定により通知します。

記

1 繰上償還額 _____ 円

(借り受けている資金)

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	繰上償還額	借受残高
年 月 日		千円	円	円	円

2 繰上償還方法

(1) 借受残額一括償還

(2) 借受残額一部繰上償還

(内訳)

3 繰上償還理由

4 償還計画

(変更前)

(変更後)

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日	償還金額	残 高		
1	年 月 日	円	円		
2					
3					
4					
5					

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日	償還金額	残 高		
1	年 月 日	円	円		
2					
3					
4					
5					

年 月 日

貸付決定機関の代表者 様

債務者 住所
氏名 _____

連帯債務者 住所
氏名 _____

連帯保証人 住所
氏名 _____

林業・木材産業改善資金繰上償還通知書

年 月 日付けで借用した林業・木材産業改善資金について、下記のとおり繰上償還しますので、岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則第21条の規定により通知します。

記

- 1 繰上償還額 _____ 円
(借り受けている資金)

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	繰上償還額	借受残高
年 月 日		千円	円	円	円

- 2 繰上償還方法
(1) 借受残額一括償還
(2) 借受残額一部繰上償還
(内訳)

- 3 繰上償還理由

- 4 償還計画

(変更前)

償還期間		据置期間	償還方法	
年		年		
回	償還期日	償還金額	残 高	
1	年 月 日	円	円	
2				
3				
4				
5				

(変更後)

償還期間		据置期間	償還方法	
年		年		
回	償還期日	償還金額	残 高	
1	年 月 日	円	円	
2				
3				
4				
5				

年 月 日

貸付決定機関の代表者 様

債務者 住所
氏名 _____

連帯債務者 住所
氏名 _____

連帯保証人 住所
氏名 _____

林業・木材産業改善資金支払猶予申請書

年 月 日付けで貸付決定を受けた林業・木材産業改善資金について、下記のとおり支払猶予を申請します。

記

年 月 日償還予定の償還金額 円

1 借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	借受残高	備考
年 月 日		千円	円	円	

(申請理由)

注 被災等を証明する書類を添付すること

2 償還計画

(変更前)

償還期間		据置期間	償還方法	
年		年		
回	償還期日	償還金額	残高	
1	年 月 日	円	円	
2				
3				
4				
5				

(変更後)

償還期間		据置期間	償還方法	
年		年		
回	償還期日	償還金額	残高	
1	年 月 日	円	円	
2				
3				
4				
5				

(支払猶予後の借受残高の償還方法)

年 月 日

様

貸付決定機関の代表者 印

林業・木材産業改善資金支払猶予決定通知書

年 月 日付けで申請のあった支払猶予の申請については、次のとおり承認
します。

年 月 日償還予定の償還金額 円

1 貸し付けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額	既償還額	貸付残高	備 考
年 月 日		千円	円	円	

2 償還計画

(変更前)

(変更後)

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日	償還金額	残 高		
1	年 月 日	円	円		
2					
3					
4					
5					

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日	償還金額	残 高		
1	年 月 日	円	円		
2					
3					
4					
5					

3 連絡事項

岐阜県知事 様

名 称 融資機関
代表者

林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書

年 月 日付けで借用した林業・木材産業改善資金県貸付金について、下記のとおり支払の猶予を申請します。

記

年 月 日償還予定の償還額 円

1 借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	借受残高	備 考
年 月 日		千円	円	円	

2 申請理由

--

3 償還計画

(変更前)

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日	償還金額	残 高		
1	年 月 日	円	円		
2					
3					
4					
5					

(変更後)

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日	償還金額	残 高		
1	年 月 日	円	円		
2					
3					
4					
5					

(支払猶予後の借受残高の償還方法)

--

注 各林業従事者等から提出のあった林業・木材産業改善資金支払猶予申請書の写しを添付すること。

融資機関の代表者 様

岐阜県知事 印

林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、支払猶予の申請については、次のとおり承認したので通知します。

年 月 日償還予定の償還額 円

1 貸し付けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額	既償還額	貸付残高	備考
年 月 日		千円	円	円	

2 償還計画

(変更前)

償還期間		据置期間	償還方法	
年		年		
回	償還期日	償還金額	残 高	
1	年 月 日	円	円	
2				
3				
4				
5				

(変更後)

償還期間		据置期間	償還方法	
年		年		
回	償還期日	償還金額	残 高	
1	年 月 日	円	円	
2				
3				
4				
5				

3 連絡事項

--